昭和52年度 村の財政状況
（一般会計）

経済不況が長く続いたなかで地方財政も窮迫した昨年。こんなときでも明るい住みよい村の建設のため、健全財政を維持しながらも積極的に事業を推進しました。

その財政状況はどのようになっているのか――。ここに昭和52年度の財政事情を公表します。

歳入　7億1千582万円

歳出　7億　335万円

差引　1,247万円の黒字でした。

歳入

一般財源（何にでも使えるお金）では、なんといっても地方交付税が大きく、二億九千九十七万七千円で、才入全体の四〇、六%を占めていますが、前年に対する伸び率では十二%と、以前に比べてその伸び率は鈍っています。

村税全体では七千六百三十六万八千円で、前年比二〇、九%の伸びです。又、庁舎建設など事業のための村債は、一億二千四百二十万円で、才入全体の十七・四%を占めて前年比でも二八%の伸びとなっています。

総額では前年比一億五千四〇九万円の増でした。

歳出

庁舎建設事業を中心に、産業振興、教育、道路や排水整備、スポーツの振興など、多岐にわたる行政の調和をはかりながら財政運営にあたりました。

内訳では、普通建設事業費などの投資的経費に二億七、三九四万円（三八・九%）。人件費、物件費などに四億二、九四一万円（六一・一%）となっています。

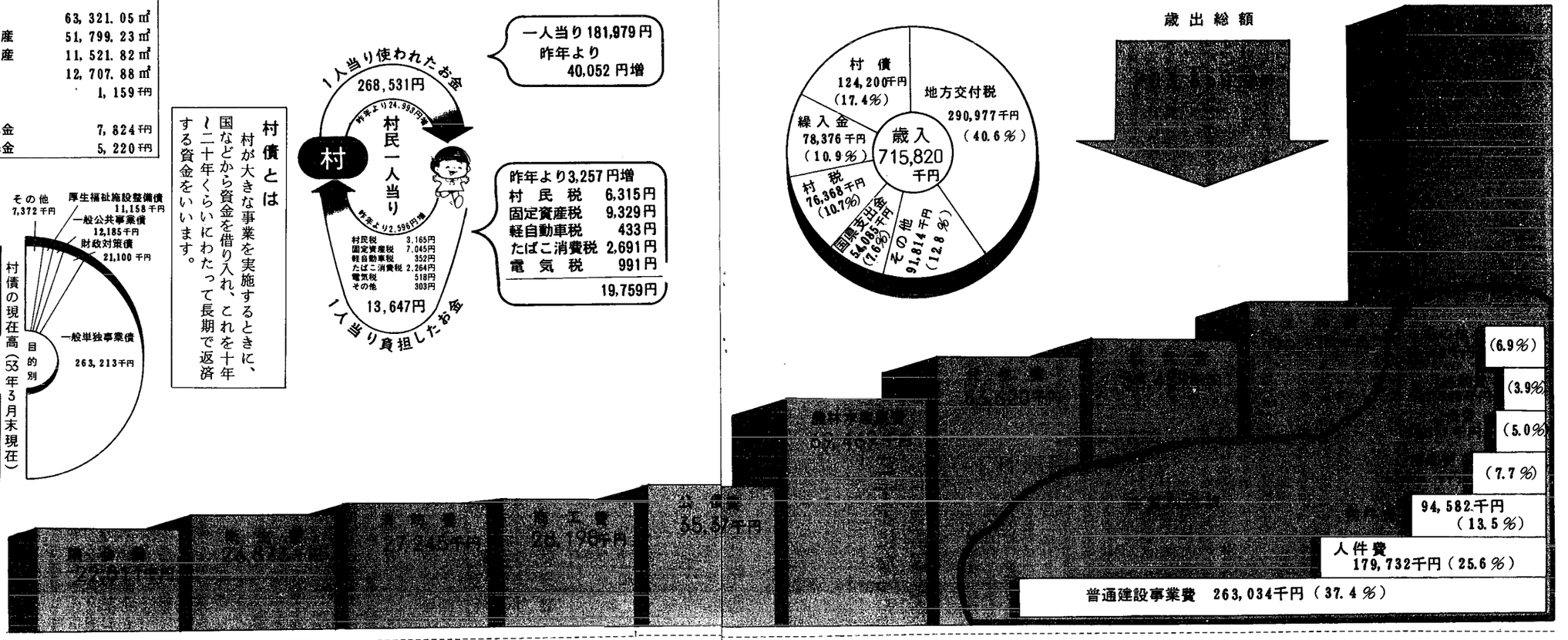

村中の「犬」はたったこれだけ？
登録と予防注射は終りましたか!?

10月4日で秋の登録と狂犬病予防注射が終り、村内で飼養されている犬は次の表のとおりとなりました。

21頭	大別当	
30〃	月潟	
5〃	西賀場	
11〃	上曲通	
13〃	下曲通	
11〃	東長嶋	
6〃	釣寄	
7〃	釣寄新	
9〃	木滑	
113〃	計	

お宅の近所の犬は登録されていますか?。以前と違って野犬がり等ありません。したがって「犬」は動物保護条例で飼養が義務づけられています。人の生命、身体若しくは財産に危害を加えてからでは遅すぎます。まだ登録のすんでいない犬は近くの開業獣医師で登録と予防接種を受け「ワン君も家族の一員」とし、終生飼う心構えをもちましょう。

又、飼養出来なくなった犬の引き取り日及登録もしない、捨て犬等の苦情処理日は次の通りです。

引き取り日	苦情処理日
十一月20日	1日・22日
十二月18日	6日・25日
一月29日	17日
二月26日	7日・28日
三月19日	21日

いずれも、役場迄つれて来てもらった犬のみを対象とし保健所で処理するものです。それ以外は受付されないこととなっています。

予防注射「ワンとも幸わせ!!」

地方交付税とは

村税などが少なくて、事務に要する経費を自主財源で賄えない自治体（県・市町村）でも一定の事務が行なえるように国が交付する財源をいいます。

村の財産のようす

土地	63,321.05㎡
うち行政財産	51,799.23㎡
〃 普通財産	11,521.82㎡
建物	12,707.88㎡
出資金	1,159千円
基金	
土地開発基金	7,824千円
財政調整基金	5,220千円

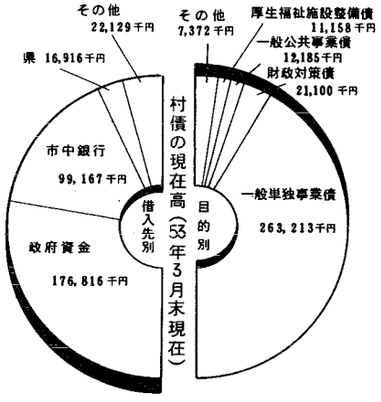

村債とは

村が大きな事業を実施するときに、国などから資金を借り入れ、これを十年～二十年くらいにわたって長期で返済する資金をいいます。

一人当り 181,979円
昨年より 40,052円増

昨年より3,257円増

村民税	6,315円
固定資産税	9,329円
軽自動車税	433円
たばこ消費税	2,691円
電気税	991円
	19,759円